

反差別国際運動

第2回理事会

フランス人権宣言200
周年記念シンポジウム
開催される

「補償・人権法」についても論議された

会議には、李仁夏全国
民関連代表と金東勲大阪
民関連代表が出席、ベル

反差別国際運動は、一
九八八年一月二五日、全
世界から一切の差別を撤
廃し、人権を確立するこ
とを目的として、諸団体
・個人が参加して結成さ
れた。

八月二八日、フランス
・パリで反差別国際運動
第二回理事会が、また、
二九日にはユネスコ第四
会議場において、フラン
ス人権宣言二〇〇周年記
念シンポジウムが反差別
国際運動主催で開催され
た。

ギー、フランス、西ドイ
ツ、日本、南アフリカ、
アメリカからの理事とと
もに世界の人権状況につ
て論議がかわされた。
とりわけ、理事会では
李仁夏代表が指紋問題を
はじめとする在日の人権
状況と「補償・人権法」
制定の必要性を訴え、九
〇年度の活動の具体的課
題として加えられた。
また、金東勲代表は、
シンポジウムで、アジア
の状況として、日本にお
ける外国人労働者の人権
について発言を行った。

全国
民関連

NEWS

第41号

民族差別と闘う
連絡協議会

大阪民関連

〒537 大阪市東成区
東小橋3-20-11近畿
ビル3階8号

Tel 06-972-1608

神奈川民関連

〒201 川崎市川崎
区桜本1-8-22

Tel 044-288-2997

目次

- P二 「外国人分割払いお断り」総通に抗議
- P四 「×××デモセン エタ非人」 三ヶ所に差別
落書き
- P六 「入居考える会」が実態調査開始
- P七 播磨町役場が受験拒否
- P八 各地報告
- P三 おもな動き

「外国人は分割払いお断り」

総通本社に抗議

大阪民関連 金義徹

●外国人は分割ダメの ●内規あり

在日韓国・朝鮮人は、代金を支払わずに物品だけ持ち逃げるから信用できないとでもいうのでしょうか。

今年三月末、横浜在住の在日同胞二世の主婦がテレビショッピングでクッキングカッターを購入しようとして電話で申し込んだところ、「外国人は分割払いをお断りします」と一括払いを要求され、購入を断念せざるを得な

くなるということがありました。

この割賦販売拒否という民族差別を行ったのは、「日本直販テレビショッピング」の名称でなじみぶかい通信販売会社「総通」(本社・大阪市)です。

神奈川民関連と大阪民関連が、その後調査をしたところ、日本直販(総通)に商品購入を申し込んだ場合、ほとんどのケ

ースが外国人であることを理由に、電話窓口で平然と割賦販売を拒否されました。

その他数社のテレビショッピングにも申し込んでみましたが、通販会社の申し込み段階で明確に



断られたのは日本直販(総通)だけでした。その後の調査では、総通に「外国人は割賦販売お断り」の文書(内規)があるというこゝもわかってきました。

●神奈川民関連と大阪 ●民関連が抗議

日本人だって裕福な人は、そう多くはありません。即金でポンと品物を買える人もそう多くないはずで、ましてや、より厳しい生活を余儀なく

されている在日韓国・朝鮮人の場合はなおさらです。なのに、在日韓国・朝鮮人にだけ分割払いが認められないというのは全く不当な話です。

一月五日に大阪民関連が大阪の総通本社に、

一月九日に神奈川民関連が東京本社に抗議文を提出しました。申し入れ

の内容は、①「外国人は割賦販売お断り」の国籍条項が設けられたいきさつを明らかにすること

②国籍条項を撤廃すること ③マスコミを通じて謝罪すること ④二度と

このような問題が起きないように社内研修を徹底すること などでした。

ところが、一月五日の大阪民関連の抗議に対して総通側は、事前の新聞社の取材にも「内規がある」と答えておきながら、「差別なんかしたことはない。内規も存在しない」と口裏をあわせて、シラをきっていました。結局、その場はもの別れとなってしまうした

第二次抗議行動のとき
も、最初総通側は「ウソ
はついていない」と開き
直っていましたが、こち

内規はない……開き直りを謝罪

ら側が追及した結果、「一〇月五日の話し合いの場において、内規の存在を知っていたにもかかわ

さえきれず、次の日の
話を聞きつけたメンバ
ーから、総通に對して一
斉に抗議電話がかけら
れた。そして、一〇月

一日の総通大阪本社への
第二次抗議行動へとつな
がりました。



総通本社に抗議文を手渡した

らず、言わなかったこと
について謝罪する」とウ
ソをついていたことを認
めました。

しかし、事実関係につ
いては、内規の内容や、
改定部分など不明瞭な部
分が非常に多いため、そ
きのものであったり、そ
の改訂は消しゴムで消し

めました。

前者は「信販会社がある人に分割払いを認めるかどうかは、契約の自由である。外国人に分割払いを認めない企業がありあなたがたまた外国人であるために分割払いを

断られたとしても、どうすることもできない」。後者は「企業の契約の自由と、在日韓国・朝鮮人が分割払いを認められる権利とを比較してみてもこれを差別と規定して具體的な取り組みを進められるかと言えば難しい」。今後、行政闘争も展開していく予定です。

て書き直すということであつたり、今年六月まで使用していた内規を誰も覚えていなかったり、とも信じられないことばかりを「事実経過」として主張してくるのです。あげくの果てには、「管理職は差別しないような指導をしてきたのに、現場の指揮者が言うことをきかなかつた。」とまで

いっています。参加者一同あきれるばかりです。結局、現場指揮者を同席させた上で、事実確認会を行うことになりました。

テレビであればど宣伝しながら、在日韓国・朝鮮人だけを差別し、それをごまかす総通の差別的な体質を今後追及したいかねばなりません。

差別を放置する行政
の責任重大

が、その後、事前に取材していたマスコミから「言っていることが違う」と抗議を受けると、今度はあっさり内規の存在を認めたのでした。大阪民闘連のメンバーがそれを聞きつけて電話で抗議すると、「内規がないと言った覚えはない」とウソの上塗り。さすがに、これには抗議行動に参加したメンバーも怒りをおさえきれず、次の日この話を聞きつけたメンバーから、総通に対して一斉に抗議電話がかけられました。そして、一〇月一



総通本社に抗議文を手渡した

● 内規はない…開きと直 りて謝罪

第二次抗議行動のときも、最初総通側は「ウソはついていない」と開き直っていましたが、こち

一日の総通大阪本社への第二次抗議行動へとつなかりました。

ら側が追及した結果、一〇月五日の話合いの場において、内規の存在を知っていたにもかかわらず

らず、言わなかったことについて謝罪する」とウソをついていたことを認めました。

しかし、事実関係については、内規の内容や、改定部分など不明瞭な部分が多いため、鉛筆書きのものであったり、その改訂は消しゴムで消し

て書き直すということであつたり、今年六月まで使用していた内規を誰も覚えていなかったり、とても信じられないことばかりを「事実経過」として主張してくるのです。あげくの果てには、「管理職は差別しないような指導をしてきたのに、現場の指揮者が言うことをきかなかった。」とまで

いっています。参加者一同あきれるばかりです。結局、現場指揮者を同席させた上で、事実確認会を行うことになりました。テレビであればど宣伝しながら、在日韓国・朝鮮人だけを差別し、それをこまかす総通の差別的な体質を今後追及していかなければなりません。

● 差別を放置する行政 の責任重大

この問題に対する大阪府の府民消費生活センターと法務局人権擁護部の見解を紹介します。

前者は「信販会社がある人に分割払いを認めるかどうかは、契約の自由である。外国人に分割払いを認めない企業があり、あなたがたまたま外国人であるために分割払いを

断られたとしても、どうすることもできない」。後者は「企業の契約の自由と、在日韓国・朝鮮人が分割払いを認められる権利とを比較してみてもこれを差別と規定して具体的な取り組みを進められるかと言えば難しい」。今後、行政闘争も展開していく予定です。

後ろむきな大学当局の姿勢

Aは高校のとき、たびたびいじめにあったということがある。A自身もまた、追いつめられた弱者であり、精神的窮地から何とかはい出さんとして差別行為に出たのである。差別とは自分が受けた抑圧を、さらなる弱者にスケープゴートに転嫁して晴らそうとするところからも、往々にして生じる。つまり、差別をなくすためには差別するものを糾弾するだけでは十分ではなく、差別するもの自身も解放されていくことが不可欠である。スケープゴートにされ、最も弱い立場にある被差別者が、差別する者の解放まで「気配り」しなくちゃいけないというのは、

どうもシンドすぎる気がしないでもないが、シンドいついでに考慮すべき大切な点ではないだろうか。

今回の件で、最も問われるべきはAを追い詰めていく一端を担ってきたあげくに、差別落書事件が起こつてからも差別への取り組みをしきれない大学の体質そのものである。事件が起こつても被差別当事者の民族教師には一切知らせようとせず、民族教師がことの次第を知つて動こうとしたとたん、「あせるな。そんなことより研究者なら勉強してろ。活動家になるな」という有り様である。民族教師の動きをおさえようとするのみならず学外の同胞に問題提起したことを、「大学構成メンバーのくせして、外部にチクツた裏切者」という見方までする者がいる。さらに、部落差別・民族差別が同時に起こりながら、指摘するまで部落差別にしか対応せずいたり、民団・総連という既成団体にアリバイ的な報告・謝罪をするだけで民族差別への取り組みを形式的にすませようとしたり、今回の事件の責

任を転嫁しあつて自分の問題とせず、学問の派閥対立をますます深めるといふ具合である。民族差別をなくすために集まった広島朝鮮人・日本人が、大学と交渉しようとしても、「公式にも非公式にも、わけのわからん人達とは会わない」という状態。民族差別をなくすための前向きな姿勢は残念ながら見当たらないのである。

闘いの拠点「民闘連広島」の結成へ

民族教師を雇う等で、対外的には人権問題に前向きな学校とのイメージを与えながら、その実、内部では民族教師の声を生かそうとせず「飼いきれし」にしている学校は、何も広島修道大学に限ら

ず、多くあるときく。問題は、就職差別を突破して就職したら終わるのではない。その場で生かされてこそ、就職した意味がある。民族教師や在日韓国・朝鮮人学生が安心して生き生きと暮らせる

大学をめざして、今後、息の長い確かな運動を展開していくべく、今広島では「民闘連・広島」の組織作りが進んでいる。保守の牙城にどこまで食い込んでいけるか、全国の皆さん、応援してくださいね！



平然とまかりとおる入居差別

「考える会」が実態調査開始

「衰さんと共に入居差別を考える会」

入居差別裁判、第四回の公判終える

全国で初の入居差別裁判も、一月一八日で第五回公判を迎えます。裁判にふみきった衰建一さんのまわりに集まった素人集団「衰さんと共に入居差別を考える会」も、会報「窓を開けて」の発行や、実態調査など地道な活動を続けています。

その中で感じてきた入居差別の厳しさを報告します。

賃貸マンションの五〜八割はダメ

入居差別の実態は、予想以上に厳しいものがあります。ただ単に入居できない状況があるというだけでなく、家主、不動産屋があまりにも悪びれた様子もなく平然と差別

し、それを指導すべき行政もあまりにも無自覚、無責任なのです。

不動産屋が扱っている

賃貸マンションのうち五〜八割は在日韓国・朝鮮

人を入居させません。「うちの人は一〇〇%だめ」と言いきる業者もいます。

大通りに面した看板に堂々と「日本国籍に限る」と書いてある業者もいます。

「看板屋が書き間違えただけ。まるでうちが差別しているみたいと言っ

と聞き直る始末です。しかも、そのマンションは大阪府の利子補給を得て建てられているもので、入居条件等の作成にあたっては、大阪府の審査を合格していたことになるだけに驚きです。

この件について、大阪府にも抗議しました。しかし、それを指導すべき行政もあまりにも無自覚、無責任なのです。

不動産屋が扱っている賃貸マンションのうち五〜八割は在日韓国・朝鮮人を入居させません。「うちの人は一〇〇%だめ」と言いきる業者もいます。

大通りに面した看板に堂々と「日本国籍に限る」と書いてある業者もいます。

「看板屋が書き間違えただけ。まるでうちが差別しているみたいと言っ

と聞き直る始末です。しかも、そのマンションは大阪府の利子補給を得て建てられているもので、入居条件等の作成にあたっては、大阪府の審査を合格していたことになるだけに驚きです。

この件について、大阪府にも抗議しました。しかし、それを指導すべき行政もあまりにも無自覚、無責任なのです。

不動産屋が扱っている賃貸マンションのうち五〜八割は在日韓国・朝鮮人を入居させません。「うちの人は一〇〇%だめ」と言いきる業者もいます。

かし、大阪府は事実を知って数ヶ月たつ現在も、確認の電話すら入れていません。

一方、家主も堂々とし

たもので、今回の裁判のなかでも、「韓国・朝鮮人を入居させなくても、家主の勝手やないか」と公言しています。これまで開き直れるほど、入居差別は公然化しているということです。

衰さん、岸知事と「おはよう対話」

先にも述べましたが、行政の無責任さには、あきれるものがあります。

「おはよう対話」という府民との懇談の場で、岸

昌大阪府知事は衰建一さんに対して、「だれも言うて来ないので入居差別はなくなったと思っ

た」「入居差別は不公正

な取り引きにはあたらない」「他の者にまかせてあるのでわからない」などと述べました。

法務局人権擁護部も「入居差別が差別とは言い切れない」という見解です。府の建築部も「全体の意識構造が変わらないとどうしようもない」と責任を放棄しています。

現在「考える会」では、入居差別実態調査を行っています。借家さがしに苦労した経験のある方を是非紹介して下さい。連絡先は☎〇六・九七二・一六〇八大阪民関連です。

次回公判は一月一八日(月)午前一〇時、大阪地裁八〇六号法廷です。証人調べは、来年春ぐらいになる予定です。

法務局人権擁護部も「入居差別が差別とは言い切れない」という見解です。府の建築部も「全体の意識構造が変わらないとどうしようもない」と責任を放棄しています。

播磨町役場が受験拒否

全国の仲間が電話で連帯勝利！

神谷重章

町長と交渉、救済措置をもちとる

この九月十八日、兵庫県播磨町役場で、就職差別事件があった。

この日、金さんは、町役場職員採用試験の願書提出に人事課を訪れるに受験拒否。

うちのめされながらも、そのくやしさに、このままでは引き下がれないとの金さんからの連絡で、ただちに「播磨町役場の就職差別をただす会」が抗議行動に入る。

一九日、町役場と交渉。二五日、五〇人以上が集めて町長と直談判。金さんが、常に最前列に座る。この「交渉」を包囲する形で、全国の民関連関係者が電話攻勢、町当局をあわてさせる。「連

帯」まさに「連帯」。

二六日、町当局は、「国籍条項は就職差別である」との見解を表明し、金さんを民族差別した人権侵害の救済措置として、二次試験を新たに設けるので、そこで受験してもらいたいとの回答。一回戦は全国民関連の支援によって勝利した。

ダメ押しの連帯で、金さんの採用を

一回戦は、一二月までに行われる二次試験。金さんの合格、採用を求めて闘いに入る。この時が本場の闘い。必ず採用させるために「ただす会」は、在日韓国・朝鮮人問題を当局に学習させ、在日の公務員採用の意味と意義を確認してもらう。一方、全国の同志諸君。

金さんの採用のために、町役場に、申し入れ、要望を送って欲しい。

宛先は、「兵庫県加古郡播磨町本荘、播磨町役場、田中松太郎町長殿」書くのがめんどくさい人は、電話して下さい。「

〇七九四一三五―〇三五五」総務課長紙野氏に。来年の民関連交流集会

で、当の金さんから喜びの報告をしてもらうためにも、全国の仲間諸氏、「声」を届けて下さい。

神戸市国籍籍差別違憲訴訟開始

弁護側証言開始

神戸市の国籍条項撤廃を求めて、裁判を起こし四年たった。

八五年一〇月から八九年五月までは、互いの争点を明確にするための準備書面の応酬。

八月から、やっと本格的裁判で、その一番バトルとして、島根大学岡崎先生に証言していただいた。七三年の自治省「行政実例」＝当然の法理見解の全面批判であった。

証人申請している人たちが、すべて認められれば、あと五年位はかかるだろう。まさに一〇年裁判である。

各地報生口

アルトマンさんの

宣教師ビザを求めて

普通寺市 佐野通夫

アルトマン・ハリーさんは一九七二年より一七年にわたって、アメリカ合衆国長老教会の教育宣教師として、同教会の設立にかかわる四国学院大学において教育と研究に携わってきました。

ところが、アルトマンさんがその信仰と良心に従って外国人登録法の定める指紋押なつを拒否したことを唯一の理由として、一九八七年九月には全く不当にも宣教師としてのビザが取り消され、本年七月、一年間の本国勤務後の帰任に当っては

宣教師ビザの発給がなされませんでした。とりあ

えずの処置として短期滞在者として七月二十八日帰

国したアルトマンさんが来日後に申請した宣教師としての在留資格への変更も許可されませんでした。アルトマンさんは、

滞在期限の切れる一〇月

二六日、一旦韓国へ向け出国し、再度宣教師ビザを申請しています。

すでに、アルトマンさんの勤務先の四国学院大学、日米のキリスト教会はじめ、地域社会他、数多くの署名がアルトマン

さんの日本での働きを求めて出されています。この法務省の暴挙によりアルトマンさんが家族や自

分の住まいから切り離されたのははじめ、四国学院大学でもカリキュラム

の組直しを迫られるなどの被害が出ています。

アルトマンさんは、八七年のビザ取り消しを裁

ハム務員の国籍条項撤廃を市・県に西女望主

を市・県に西女望主

金沢市 村田進



判で争っています。その公判が一月二日、高松地裁で開かれるため、一月一日には短期滞在者という資格であっても帰国の予定ですが、その入国に際しても様々な困難が予想されます。

るかの提示。

(2) 国籍条項の撤廃されている職種の広報。外国人職員採用後の環境づくりのための、市職員、市民に対する啓発、研修活動。

(3) そのための職員の決定と国籍条項撤廃をした他の自治体での研修。

また、話し合いの日程は決まっていますが、実のある話し合いをと思っています。

また、石川県に対しては、一〇月一二日に国籍制限撤廃の要望書を提出し、一〇月二七日に話し合いの予定です。県とはこれが初めてです。

この地域では、民族差別があることすら意識されていない現状があります。まず、声をあげ、問題の存在をアピールする必要があります。そして

この秋は、金沢市と石

川県に対し、職員採用時の国籍制限撤廃を求め、話し合いを行います。市

に対しては、今年六月の話し合いの内容を踏まえ

一〇月一二日に要望書を出しました。前回は、医療技術系については、国

籍条項撤廃の余地はある

が、他は難しい、とのことでした。今回は、以下の三点を要望しました。

(1) 医療技術系について

国籍条項撤廃検討の結果

の提示。市の一つ一つの

職種について、外国人であっては、どう支障があ

各地報生口

これからは、行政との話し合いとともに、通信や集会などで、市民に事実を伝え、その協力を得る

という活動に、力を入れなければならないと痛感する昨今です。

在日朝鮮人就業力実態

調査を急ぐ

呉市 横間洋海

一〇月、呉地区高同教・外国籍生徒教育専門部

は、地元企業一〇〇社を対象に、在日朝鮮人就職実態アンケート調査を実施した。

調査対象の一〇〇社のうち、調査に応じた企業は四二社で、アンケート回収率は五〇%にも達せず、企業の側の在日朝鮮人の就労保障に対する無関心と就職差別のきびし

さを改めて思い知らされた。さらに、回答をみると「朝鮮人は採用しない」(二社)、「日本人と同様の教育を受けていれば採用する」(一社)、採用の場合には通名の使用を求める」(一社)など私たちが早急にとりくむべき多くの課題も山積みしており、現在、問題点の分析、検討と当該企業

と労働行政(特に、職安)に対するとりくみのあり方を模索している。

私たち呉地区高同教は一九八三年の採用試験受験拒否事件以降、翌年の呉市公営企業体国籍条項撤廃闘争など、さまざまなとりくみを、呉・呉東の両職安との連携を図りながら、精力的にすすめる中で、啓発資料の作成果をあげてきたが、そうした営みが、目に見える部分の手直しにしか役だっていなかったことが、明らかにになったわけである。

今後のとりくみのあり方について、各地からの助言がいただければありがたいと考えている。



「在日韓国・朝鮮人の補償・人権法」

—在日韓民地出身者に関する戦後補償および人権保障法制定をめざして—

民族差別と闘う連絡協議会編

【本書の内容】

ひとつの「法案」を世に問うにあたって

第1部 植民地支配と在日韓国・朝鮮人

植民地支配のあらまし 植民地時代の犠牲者 他

第2部 戦後補償

目的 定義 謝罪と責務 対象者 個人補償 全体補償 他

第3部 基本的地位 特別永住権の設定 居住権 参政権 他

第4部 人権保障 教育 雇用および労働 社会保健経済活動 他

第5部 審議会等

審議会 行政組織の整備 調査 報告 啓発 日韓両国への準

用他【発行】 新野草平社

【定価】 ¥1236 (本体¥1200)

「追悼梶村秀樹さん」

「梶村秀樹さんは1989年5月29日永眠された。53歳というあまりにも短い生涯であった。私たちにとって梶村さんは、かけがえのない「師」であり「友」であり、そして「同志」であった。だから梶村さんの存在は、私たち一人ひとりにとって、大きく、重いものであった…」(あとがきより)

【発行】故梶村秀樹先生をしのぶ市民の集い実行委員会

【定価】 ¥800

*いずれも大阪民闘連 (☎06-972-1608) 神奈川民闘連 (☎044-288-2997)で扱っています。



各地報生口

教員採用問題で福岡県

台并護士会に申し立て

福岡市 周人植

福岡では昨年六月、福

岡県弁護士会に対し、教

員採用における国籍条項

について人権救済の申立

てを行ったのですが、つ

いに一〇月一日、同会

より県教委あてに勧告書

が出されました。内容は

「国籍条項は合理的理由

がなく、外国人、とりわ

け在日韓国・朝鮮人の生

活実態から、明らかに基

本的人権を侵害するもの

であり、速やかに撤廃す

るように」というもので

す。もちろん「公権力の

行使・公の意思形成の参

画」を否定し、追従の姿

勢を「教育の地方自治の

原則を放棄するもの」と

厳しく批判しています。

ところが、教育長はその

勧告に対し、「考えは変

わらない。裁判中なので

司法判断を待つ」という

またしても信じられない

答弁が返ってきただけで

した。

「またしても」と書い

たのは、ちょうどその一

ヶ月前、国際韓国研(会

長・徐龍達)と大学教員

懇(代表・呉満)の連名

による、教育長あての「

定住外国人の地方教育公

務員任用に関する公開質

問状」が、徐龍達氏によ

って県教委に手渡された

のですが、これに対して

も(なんと回答したのは

義務教育課課長!)先ほ

どと全く同じような内容

しか返ってこなかったか

らです。どうやら彼らは

在日の人権など屁とも思

っていないようです。

芒川川区教員と親たちの

懇談会

東京都 泉博子

一〇月一七日、区教委

とオモニ・アボジとの懇

談会をもった。

東京都荒川区の教育委

員会が「本名就学のすす

め」を出して四年、区教

委の取り組みは形ばかり

のもの、交渉もはかどら

ないまま歳月を重ねてい

る。そして今年、区教委

こんな不誠実きわまり

ない県教委・教育長に対

し、福岡の仲間は腸が煮

えくり返る思いなのです

が、皆それを運動のパワ

ーに昇華させることでし

よう、もちろん僕もです。

裁判の内容は、民闘連

大会で報告したいと思っ

ています。

親たちは口々に語った。

通名を名乗ってばれるの

を怯えていた体験や就職

差別、自分のような思い

を味わわせまいと子ども

に本名を名乗らせたこと

や、先生が変わる度に緊

張するということ...

指導室長は熱心に聞いて

いたが、「親が他の親

に呼びかけて、本名の子

どもを増やしていけばよ

い」「韓国・朝鮮人が通

名なのは日本社会を怖が

っているからという話に」

どちらも怖いんです」な

どと発言。区教委が積極

的に取り組むべき課題と

いう自覚がまるでない。

まったく前途が思いやら

れる。

しかし、「本名就学の

すすめ」を空洞化させな

いためにしつこく交渉を

続けることが必要だ。今

親たちが自ら区教委と渡

りあう力をつけてきてい
る。このエネルギーをバ
ネに一步步つ切り開いて
いきたい。

千さぐりの中で

〇〇〇〇

岡山市 姜 博



実践報告を、というお
願いを受けても書くこと
がないのが現状だ。えら
い暗い書き出しで申し訳
ない。先が見えないのだ。
私自身は、同胞と比較
的接する職場なのだが、
同胞たち（もちろん全て
の人々と接するのは不可
能だが）の今の要求は何
なのだろうか。民族差別
と闘うといっても、同胞
の要求も多種多様であり

運動となるエネルギーが
岡山では蓄積されている
とは見えない。金銭的欲
求や物質的欲求のみがま
すます強くなっていく中
で「人間らしく」だとか
「共にたすけあって」な
どという内面的欲求が存
在していないように見え
てしまふ。そのような
状態こそが差別だと力
んでみても、生活水準が
日本人と同様に向上した

各地報告

人々は、ますます安定化
した地位をめざして「国
籍や民族の壁を突破しよ
う」と頑張ろうとしてい
るが、民族差別をなくす
流れとは合致しない。

「どのような扱いを受
けてもいいから日本に置
いてくれ」と悲痛に叫
ぶ難民や外国人労働者の
姿をテレビで見れば、さ
らに見えなくなっていま
う。運動的にやらねばな
らないことが多々あるこ
とは、各地の闘いを見聞
きすればわかるのだが、
個人的には全くて手さぐ
りである。

今自分が問われている
という事実からだけは、
目をそらさないでいたい。
民族差別と闘う七〇年代
から発生した潮流が何を
めざしていくのか。川崎
集会へは手さぐりのまま
の参加になるだろう。

郵便外務職国籍条項撤廃 ＝ 5周年記念集会 ＝

■記念講演■ 「郵便外務職差別国籍条項撤廃から5年を迎えて」
講師 徐 正 禹（大阪民闘連事務局長）

【テーマ】 「本名で安心して働ける職場をめざして」

【日時】 1989年11月22日（水）午後6時～

【場所】 大阪 浪速解放会館（JR環状線芦原橋駅下車徒歩1分）

【資料代】 500円

【主催】 在日韓国・朝鮮人問題を考える郵便局同胞の会

【後援】 全通信労働組合大阪地区本部 全日本郵政労働組合近畿地方本部
大阪郵便局連合部落解放研究会 部落解放同盟大阪府連合会 ト
ッカビ子ども会 民族差別と闘う大阪連絡協議会

< 8月9月10月おもな動き >

- 7/19 在日外国人の公務員採用を実現する東京連絡会が国籍条項の撤廃を特別区人事委員会に申し入れ
- 31 金平雄さん、氏変更を申し立て（京都家裁）
- 8/18~19 第10回全国在日朝鮮人教育研究集会（福岡）
- 25 大赦拒否訴訟第1回公判（大阪地裁）
- 28 神戸市国籍差別違憲訴訟第18回公判 弁護側証言はじまる（神戸地裁）
- 29 教員採用訴訟第2回公判（福岡地裁）
- 9/11 福岡県教員採用問題で国際在日韓国・朝鮮人研究会と在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会は県教委に質問状を提出
- 13 市職員の国籍条項について川崎市交渉
金平雄さん、民族名回復（京都家裁）
- 14 出入国管理法違反に問われ罰金支払を拒否したマキシム・ドビオン氏が横浜刑務所に収監される
- 15 第9回民族差別とたたかう関西交流集会（大阪・生野）
- 17 「補償・人権法」シンポジウム（名古屋）
- 18 入居差別裁判第3回公判（大阪地裁）
- 19 播磨町は町職員の国籍条項撤廃を表明
- 23 第7回民族差別とたたかう関東交流集会（川崎）
- 25 神戸市国籍差別違憲訴訟第19回公判（神戸地裁）
- 9/29 福岡地裁は指紋押なつを拒否、再入国の許可が得られないまま出国した崔善愛さんの①再入国不許可処分取り消し②永住資格の取り消し③100万円の賠償請求を棄却
梁泰昊氏に免訴判決（神戸地裁）
- 10/5 在日韓国・朝鮮人に分割払いを認めなかった「日本直販テレビショッピング」の本社総通に抗議（大阪）
- 9 総通への抗議行動（東京）
- 11 総通への抗議行動（大阪）
- 20 差別排外の国籍条項撤廃！10・20集会（東京連絡会）
高泰銀氏に免訴判決（大阪地裁）
- 27 大赦拒否訴訟第2回公判（大阪地裁）

大阪民闘連事務所
移転のご案内

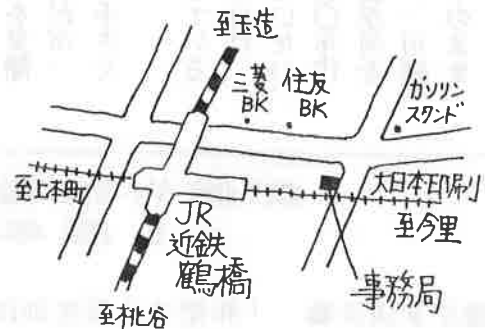
新住所と電話番号

〒537 大阪市東成区東小橋3-20

11 近畿ビル3階8号

TEL 06-972-1608

FAX 06-973-5666



●●● 全国民闘連ニュース購読者募集 ●●●

隔月発行

購読料 年間2000円

送金方法

郵便振込 「大阪9-76163」

「民族差別と闘う連絡協議会」

お問い合わせ

大阪民闘連 ☎06-972-1608

